

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）の一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 市町村民税</p> <p>第4節 賦課徴収</p> <p>第8 法人の市町村民税の申告納付</p> <p>45 法人税割の課税標準である法人税額とは、<u>内国法人にあっては次に掲げる事項の適用前の法人税額（法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）を、外国法人にあっては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項の適用前の法人税額をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法292①IV）</u></p> <p>(1) 法人税額からの利子及び配当等に係る所得税額の控除（法人税法68・144、措置法3の3⑤・6③・8の3⑤・9の2④_____・41の9④・41の12④・41の12の2⑦・42②）</p> <p>(2) ～ (13) 略</p> <p>52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等（<u>外国法人にあっては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。）を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額若しくは同法第144条の2第1項の控除限度額又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額並びに令第9条の7第6項の道府県民税の</u></p>	<p>第2章 市町村民税</p> <p>第4節 賦課徴収</p> <p>第8 法人の市町村民税の申告納付</p> <p>45 法人税割の課税標準である法人税額（<u>法人税法第81条の19第1項（同法第81条の20第1項の規定が適用される場合を含む。）及び第81条の22第1項の規定による申告書に係る法人税額を除く。）とは、次に掲げる事項の適用前のもの</u> _____をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。（法292①IV）</p> <p>(1) 法人税額からの利子及び配当等に係る所得税額の控除（法人税法68・144、措置法3の3⑤・6③・8の3⑤・9の2④・9の6⑥・41の9④・41の12④・41の12の2⑦・42②）</p> <p>(2) ～ (13) 略</p> <p>52 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等_____を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額_____又は同法第81条の15第1項の連結控除限度個別帰属額及び法人税法施行令第142条の3の地方法人税の控除限度額又は同令第155条の30の地方法人税の控除限度個別帰属額並びに令第9条の7第6項の道府県民税の</p>

控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第7項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあっては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8④_____）

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額若しくは同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額又は同法第81条の15第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。（令48の13①）

なお、内国法人が租税特別措置法第66条の6第1項、第66条の9の2第1項、第68条の90第1項若しくは第68条の93の2第1項の規定により特定外国子会社等又は特定外国法人に係る課税対象金額を当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第48条の13第3項の規定によって外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。（令48の13③）

(2)～(5) 略

(6) 内国法人又は外国法人が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下（6）及び（8）において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（（8）において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人又は外国法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人又

控除限度額の合計額を超える額があるときは、令第48条の13第7項の規定により計算した市町村民税の控除限度額以内の額について法人税割額_____から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法321の8④、令48の13_____）

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額_____又は同法第81条の15第1項に規定する個別控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。（令48の13①）

なお、内国法人が租税特別措置法第66条の6第1項、第66条の9の2第1項、第68条の90第1項若しくは第68条の93の2第1項の規定により特定外国子会社等又は特定外国法人に係る課税対象金額を当該事業年度の所得又は当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第48条の13第3項の規定によって外国の法人税等とみなされる額も外国の法人税等の額に含まれるものであること。（令48の13③）

(2)～(5) 略

(6) 内国法人_____が適格合併、適格分割又は適格現物出資（以下（6）及び（8）において「適格合併等」という。）により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（（8）において「被合併法人等」という。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該内国法人_____の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該内国法人__

は外国法人の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（（8）において「前3年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。（令48の13⑨～⑱）

ア 略

イ 適格分割又は適格現物出資（以下イ及び（8）イにおいて「適格分割等」という。）当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（（8）イにおいて「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人又は外国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額

（7） 外国の法人税等の額のうち市町村民税の法人税割額を超えるため控除することができなかった額（以下（7）及び（8）において「控除未済外国法人税等額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。（令48の13⑳）

（8） 令第48条の13第21項に規定する所得等申告法人（以下（8）において「所得等申告法人」という。）が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。（令48の13㉑～㉓）

ア及びイ 略

（9）～（10） 略

56の3 法人が法人税法第80条又は第144条の13

_____の当該事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（（8）において「前3年内事業年度等」という。）の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額とみなす。（令48の13⑨～⑱）

ア 略

イ 適格分割又は適格現物出資（以下イ及び（8）ウにおいて「適格分割等」という。）当該適格分割等に係る分割法人又は現物出資法人（（8）ウにおいて「分割法人等」という。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度の控除限度超過額及び市町村民税の控除余裕額のうち、当該適格分割等により当該内国法人_____が移転を受けた事業に係る部分の金額

（7） 外国の法人税等の額のうち市町村民税の法人税割額を超えるため控除することができなかった額（以下（7）及び（8）において「控除未済外国法人税等額」という。）があるときは、法人税と異なり、当該控除未済外国法人税等額はこれを還付することなく、その額を3年間に限って繰越控除するものであること。（令48の13㉒）

（8） 令第48条の13第20項に規定する所得等申告法人（以下（8）において「所得等申告法人」という。）が、適格合併等により被合併法人等から事業の全部又は一部の移転を受けた場合には、当該所得等申告法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度においては、次に掲げる適格合併等の区分に応じ次に定める金額は、当該所得等申告法人の前3年内事業年度等の控除未済外国法人税等額とみなす。（令48の13㉑～㉓）

ア及びイ 略

（9）～（10） 略

56の3 法人が法人税法第80条（同法第145条において準用する場合を含む。）

__の規定によって欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けた場合又は同法第81条の31の規定により還付を受ける金額のうち当該法人に帰せられる金額がある場合においては、内国法人にあつては、内国法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあつては、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ9年間に限って控除するものとされたのであるが、その趣旨は、所得税において純損失の繰戻しによる還付が認められた場合の所得割の取扱いと軌を一にするものであること。（法321の8⑫・⑬）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額（当該適格合併等の日前9年以内に開始した事業年度に係る当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）又は控除対象個別帰属還付税額（当該適格合併等の日前9年以内に開始した連結事業年度に係る控除対象個別帰属還付税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額は、合併法人等の市町村民税について、内国法人にあつては、内国法人の控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあつては、外国

）の規定によって欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けた場合又は同法第81条の31の規定により還付を受ける金額のうち当該法人に帰せられる金額がある場合においては、控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額を9年間に限って法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から

_____控除するものとされたのであるが、その趣旨は、所得税において純損失の繰戻しによる還付が認められた場合の所得割の取扱いと軌を一にするものであること。（法321の8⑫・⑬）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 適格合併等が行われた場合において、被合併法人等について控除対象還付法人税額 _____（当該適格合併等の日前9年以内に開始した事業年度に係る当該控除対象還付法人税額 _____のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）又は控除対象個別帰属還付税額（当該適格合併等の日前9年以内に開始した連結事業年度に係る控除対象個別帰属還付税額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額に限る。）があるときは、当該控除対象還付法人税額 _____又は控除対象個別帰属還付税額は、合併法人等の市町村民税の法人税割の課税標準である法人税額又は個別帰属法人税額から

法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額を恒久的施設帰属所得に対する法人税額から、外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額を恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ繰越控除することであること。（法321の8⑬・⑯）

(2) 内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額にあつては、当該内国法人の控除対象還付法人税額、当該外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は当該外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額の計算の基礎となった欠損金額に係る事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、控除対象個別帰属還付税額にあつては、当該控除対象個別帰属還付税額の計算の基礎となった連結欠損金額に係る連結事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、内国法人にあつては、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、外国法人にあつては、恒久的施設帰属所得に対する法人税額又は恒久的施設非帰属所得に対する法人税額から、それぞれ控除することができるものであること。（法321の8⑭・⑰）

(3) 仮決算に係る中間申告書に係る法人税割の課税標準となる法人税額から控除した内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額は、確定申告に係る法人税割の課税標準である法人税額からも控除するものであることに留意すること。

58 56、56の2及び56の3の場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。（法321の8⑤・⑨・⑫・⑮、法附則8②、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12、令附則5の2③）

繰越控除するも

のであること。（法321の8⑬・⑯）

(2) 控除対象還付法人税額

にあつては、当該控除対象還付法人税額

の計算の基礎となった欠損金額に係る事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、控除対象個別帰属還付税額にあつては、当該控除対象個別帰属還付税額の計算の基礎となった連結欠損金額に係る連結事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から

控除することができるものであること。（法321の

8⑭・⑰）

(3) 仮決算に係る中間申告書に係る法人税割の課税標準となる法人税額から控除した控除対象還付法人税額

又は控除対象個別帰属還付税額は、確定申告に係る法人税割の課税標準である法人税額からも控除するものであることに留意すること。

58 56、56の2及び56の3の場合の控除限度額は、当該法人税額について租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第6

(1) 連結申告法人以外の内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の4第11項、第42条の5第5項、第42条の6第12項、第42条の9第4項、第42条の10第5項、第42条の11第5項、第42条の12の3第5項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2) 連結申告法人 個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額

(3) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(4) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第8項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

58の2 控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額、内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額並びに控除対象個別帰属還付税額の控除の順序については、まず控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額を控除し、次に内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額及び外国法人の恒久的施設非帰属所得に対する控除対象還付法人税額並びに控除対象個別帰属還付税額を控除するものである

3条第1項の規定により加算された金額がある場合に、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額とするものであり、当該個別帰属法人税額について個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属法人税額から当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額とするものであること。(法321の8⑤・⑨・⑫・⑮、法附則8②、令48の11の2・48の11の6・48の11の9・48の11の12・令附則5の2③)

58の2 控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額、控除対象還付法人税額及び

控除対象個別帰属還付税額の控除の順序については、まず控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額を控除し、次に控除対象還付法人税額及び

控除対象個別帰属還付税額を控除するものである

こと。(法321の8⑱)

こと。(法321の8⑱)